

## ○ 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する業績評価方法について

制定17. 3. 4

改正17. 4. 21

改正18. 12. 21

- 1 返還免除申請書(別紙様式1)は、海洋科学技術研究科長が取りまとめ専攻主任会議及び代議員会の議を経て、第2項の業績評価方法に基づき評価し順位付けを行い、学生支援委員会へ報告するものとする。
- 2 業績の評価方法については、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する申合せ第4項第1号から第6号の順に優先させ、それぞれポイント化する。ただし、業績項目第4項第1号、第3号及び第4号のポイントに用いることができる業績は、在学期間中のものに限ることとする。
  - (1) 第4項第1号(学位論文その他の研究論文) 最大12ポイント
    - イ 学術雑誌への発表論文は1編につき2ポイントとし、さらに、インパクトファクターが1以上の場合には乗じて加算する。インパクトファクターは発表年のものを確認できない場合があるため、大学図書館で確認できる最近のポイントを引用する。また、論文は受理されていればポイントを与える。また、論文に対する貢献度、すなわち、ファーストオーサーには×1、セカンドオーサーには×0.5、サードオーサー以降は0.3をポイントに乗じる。
    - ロ 学会発表のうち国内学会発表は0.5ポイント、国際学会は1ポイントとする。ただし、本人発表のものに限る。
    - ハ 学会賞(論文賞、技術賞、奨励賞、ベストプレゼンテーション賞、ベストポスター賞、招待講演など)は3ポイントとする。ただし、論文賞及び技術賞については、ファーストオーサーには×1、セカンドオーサーには×0.5、サードオーサー以降は×0.3をポイントに乗じる。
    - ニ 学会のプロシーディングス等の参考論文については1編につき1ポイントとする。ただし、ファーストオーサーに限る。
    - ホ 在学年数短縮については2ポイントとする。
  - (2) 第4項第2号(「大学院設置基準第16条」に定める特定の課題についての研究の成果) 最大3ポイント
  - (3) 第4項第3号(著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く)) 最大2.5ポイント  
著書は単著又はそれに準じる共著書の場合2ポイント、その他は0.5ポイントとする。
  - (4) 第4項第4号(発明) 最大2ポイント  
特許・実用新案等出願は1ポイントとする。
  - (5) 第4項第5号(授業科目の成績) 全優取得者に1ポイント
  - (6) 第4項第6号(研究又は教育に係る補助業務の実績) 補助業務ごとに0.25ポイント  
ただし、博士前期課程については最大1.0ポイント、博士後期課程については最大1.5ポイントとする。

※なお、2の(6)の各ポイントは平成18年3月31日以前の入学者にあつてはその2倍とする。